

## 旧優生保護法補償金等支給法への対応状況について

### 1 要旨・目的

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下、「補償金等支給法」という。）」に基づく補償金等の支給状況等について、令和8年3月末日までの状況を報告する。

### 2 現状・背景

- 昭和23年に議員立法により成立した旧優生保護法に基づき、平成8年までに、全国で24,993件、広島県で457件の優生手術（本人同意含む）が実施された。
- 平成31年4月24日に、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が施行され、対象者への一時金支給制度が開始された。
- 令和6年7月3日の最高裁判所大法廷判決において、旧優生保護法の優生手術に関する規定は憲法に違反するものであり、当該規定に係る国会議員の立法行為は違法であると判断され、国の損害賠償責任が認められた。
- 令和6年10月8日に、補償金等支給法が議員立法により成立し、同年10月17日に公布、令和7年1月17日に施行された。

### 3 概要

#### (1) 補償金等支給制度の概要

対象者	①旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及び特定配偶者 <sup>※1</sup> （本人または特定配偶者が死亡している場合はその遺族 <sup>※2</sup> ） ②旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方 ③旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方
支給額 （非課税）	①補償金として本人1,500万円、特定配偶者500万 ②優生手術等一時金として320万円 ③人工妊娠中絶一時金として200万円
請求期限	令和12年1月16日（法施行後5年間）
権利の認定	都道府県知事は認定に必要な調査を行う。 内閣総理大臣は請求に基づいて補償金等受給権の認定を行う。
認定審査会	対象者であることが明らかな場合を除き、認定審査会で、請求者の陳述、医師の診断、診療録等を総合的に勘案して判断する。

※1 特定配偶者とは、本人の手術日から補償金等支給法公布の前日までに婚姻（事実婚含む）していた者と、優生手術日の前日までに優生手術を理由に離婚（事実婚の解消を含む）した者。

※2 補償金の支給を受けることができる遺族は、その者の死亡時の配偶者（事実婚含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、ひ孫又はおいめい。

#### (2) 県の取組内容

##### ア 相談対応・請求支援

平成31年3月28日に設置した専用受付窓口を、補償金等支給法施行後も引き続き設置し、対象者等からの相談対応や請求書の受付、国への進達を行うとともに、医療機関や福祉施設等に対する手術記録等の調査を実施している。

イ 周知・広報

請求に当たってのQ&A等を記載した県独自リーフレット（別紙）を作成し、医療機関、障害者支援施設、高齢者入所施設、市町、医療・福祉関係団体等の関係機関に対し配布し、周知について協力を求めている。

**旧優生保護法による 優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方とご家族へ 対象となる方に補償金等を支給します。**

旧優生保護法のもと、昭和23（1948）年9月11日から平成8（1996）年9月25日までの間に、特定の疾病や障害を理由に、優生手術（生殖を不能にする手術等）や人工妊娠中絶を受け、心身に傷を受けた方やそのご家族がいます。そのような方やご家族に対し、「旧優生保護法補償金等支給法」に基づき、国から、補償金や一時金が支給されます。

**補償金の支給**  
 対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者（死亡している場合はその遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、ひ孫又はおいめい））  
 支給額：本人 1500万円 配偶者 500万円 ※事実婚などを含む

**優生手術等一時金の支給**  
 対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方  
 支給額：320万円  
 ※上記の補償金を受給した場合も支給する

**人工妊娠中絶一時金の支給**  
 対象：旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方  
 支給額：200万円  
 ※上記の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

【請求期間】令和12年1月16日

まずは、ご相談ください。相談内容の秘密は守ります。  
 優生手術を受けたことを言えない方もいます。ご家族や代理人の方でも請求できます。また、ご希望があれば弁護士が請求を無料でサポートすることもできます。制度の概要に関する点字版のリーフレットをご希望の方は、裏面の窓口へご連絡ください。旧優生保護法補償金等支給法に関する手話字幕動画は、国の特設サイトからご覧いただけます。

このマップは、視覚に障がいがない方などが使う音声コード(Link-Voice コード)です。

**ご請求の参考にしてください**

**Q01 旧優生保護法とは？**  
 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、日本において施行されていた法律です。

**Q02 旧優生保護法に基づく優生手術等とは？**  
 特定の疾病や障害を有することなどを理由にして、生殖を不能にする（子供がでなくする）ための手術や放射線の照射を受けたこと、または人工妊娠中絶（お腹の中の赤ちゃんを産めなくされること）を受けたことをいいます。

**Q03 補償金や一時金の支給対象とならない人は？**  
 次のような理由で、生殖を不能にする（子供がでなくする）ための手術や放射線の照射、または人工妊娠中絶（お腹の中の赤ちゃんを産めなくされること）を受けた方は、対象になりません。  
 ・母体保護  
 ・子宮がんその他の疾病または負傷の治療  
 ・本人が子を有することを希望しない  
 ・本人が、生殖を不能にする（子供がでなくする）ための手術や放射線の照射、または人工妊娠中絶（お腹の中の赤ちゃんを産めなくされること）を受けることを希望した場合

**Q04 優生手術等を受けた本人が亡くなっている場合は、補償金を請求することはできますか？**  
 補償金は、手術等を受けた本人や配偶者が亡くなっている場合は、その方の遺族が請求することができます。遺族の順位は、法律により、次のように定められています。  
 <遺族の順位>  
 本人が死亡した当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、ひ孫又はおいめい  
 なお、同じ順位の遺族が2人以上あるときは、その1人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなされます。

**Q05 優生手術等を受けた本人が亡くなっている場合は、一時金を請求することはできますか？**  
 優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金は、本人が生きている場合のみ請求できます。本人が亡くなっている場合は、その方の遺族であっても請求することはできません。

ウ 個別通知

旧優生保護法に関する県保有情報に基づき、優生手術等を受けたと思われる方について生存確認を行い、生存が確認された方に対し、令和8年2月から個別通知を実施し、請求意向に応じて支援している。

(3) 補償金等支給法に基づく相談・請求等件数<sup>※3</sup>（令和7年1月～令和8年3月末日時点）

	相談延件数	請求受付件数（認定件数）						
		補償金				優生手術等一時金	人工妊娠中絶一時金	計
		本人	特定配偶者	本人の遺族	特定配偶者の遺族			
広島県	214	23 (15)	5 (4)	4 (4)	3 (2)	8 (0)	4 (2)	47 (27)
全国	7,475	1,077 (857)	299 (236)	468 (342)	206 (158)	307 (119)	194 (87)	2,551 (1,799)

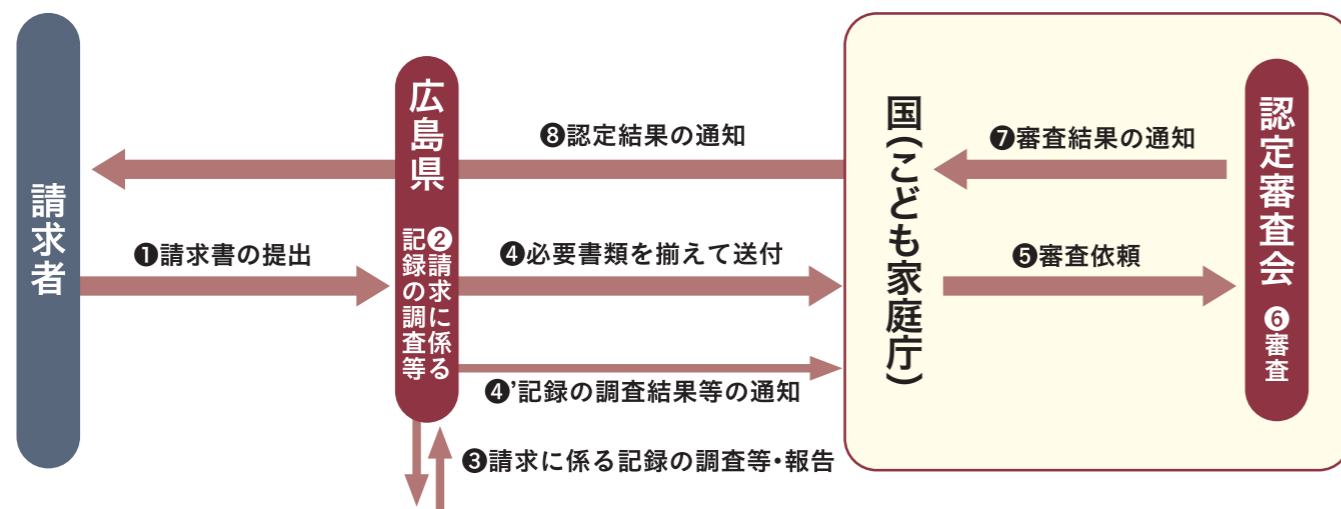
※3 こども家庭庁集計・公表（全国数値には広島県分を含む）。

4 令和8年度当初予算 8,031千円（国10/10） ※補償金等は国から請求者へ直接支払われる

5 今後の対応

補償金等の支給対象となる方が請求期限内に請求できるよう、引き続き、関係機関と連携し、相談対応や請求支援、制度周知に取り組んでいく。

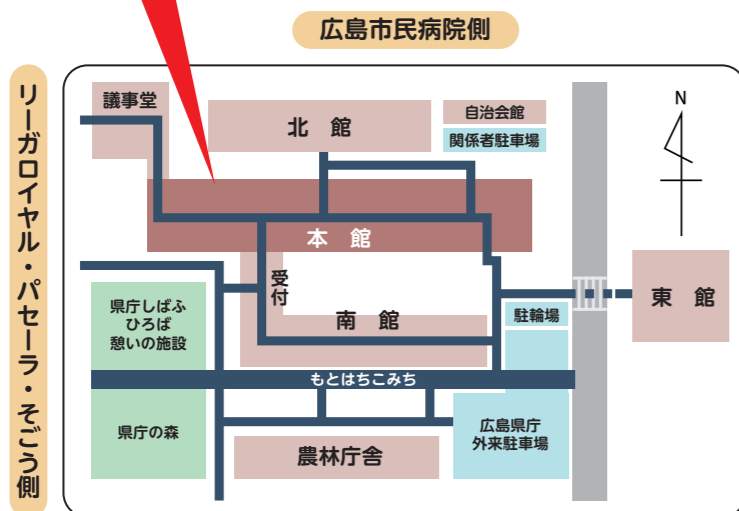
## <補償金・一時金支給手続きの流れ>



市町村・医療機関・福祉施設

\*広島県以外の都道府県で手術を受けていた場合は、請求は、広島県に対して行い、調査などは、国(こども家庭庁)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施します。  
\*請求者が、記録などにより補償金等の支給対象者に該当すると確認できた場合は⑤~⑦は省略。

## 本館5階 子供未来応援課



## 補償金等支払いについて

補償金等は、  
(独)福祉医療機構(支払い団体)より  
支払われます。

国や県、(独)福祉医療機構、  
金融機関の名を語り  
補償金等をだまし取ろうとする  
電話がかかるかもしれません。

**不審な電話やメールは、警察へ相談!**

[警察安全相談電話]  
局番無しの「#9110」または  
お近くの警察署へお電話ください。

<広島県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口>

TEL.082-227-1040 FAX.082-502-3674

メールアドレス fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp

受付時間 8:30~17:15 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く)

所在地 〒730-8511 広島県広島市中区基町10番52号 広島県庁本館5階(子供未来応援課)



広島県公式  
ホームページ

- 請求の受付は予約の方を優先します。手話通訳等配慮が必要な方は、予約時にお知らせください。なお、1件あたり60分程度かかる見込みです。
- 請求書は郵送でも提出が可能です。

# 旧優生保護法による 優生手術・人工妊娠中絶などを 受けた方とご家族へ 対象となる方に補償金等を支給します。



旧優生保護法のもと、昭和23(1948)年9月11日から平成8(1996)年9月25日までの間に、特定の疾病や障害を理由に、優生手術(生殖を不能にする手術等)や人工妊娠中絶を受け、心身に傷を受けた方やそのご家族がいます。

そのような方やご家族に対し、「旧優生保護法補償金等支給法」に基づき、国から、補償金や一時金が支給されます。

### 補償金の支給

対象:旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者  
(死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、  
ひ孫又はおいめい))

支給額:本人 1500万円 配偶者 500万円 ※事実婚などを含む

### 優生手術等一時金の支給

対象:旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額:320万円  
※上記の補償金を受給した場合も支給する

### 人工妊娠中絶一時金の支給

対象:旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

支給額:200万円  
※左記の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

**【請求期限】令和12年1月16日**

まずは、ご相談ください。相談内容の秘密は守ります。

優生手術を受けたことを言えない方もいます。  
ご家族等代理人の方でも請求できます。また、ご希望があれば弁護士が請求を無料でサポートすることもできます。

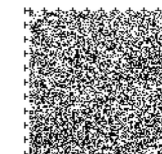


こども家庭庁  
特設サイト

制度の概要に関する点字版のリーフレットをご希望の方は、裏面の窓口へご連絡ください。

旧優生保護法補償金等支給法に関する手話字幕動画は、国の特設サイトからご覧になれます。

このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード(Uni-Voiceコード)です。



## ご請求の参考にしてください



### Q01 旧優生保護法とは？

昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、日本において施行されていた法律です。

A01

### Q02 旧優生保護法に基づく優生手術等とは？

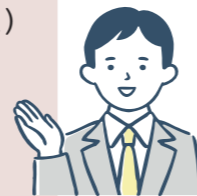
特定の疾病や障害を有することなどを理由にして、生殖を不能にする（子供ができなくする）ための手術や放射線の照射を受けたこと、または人工妊娠中絶（お腹の中の赤ちゃんを産めなくされること）を受けたことをいいます。

A02

### Q03 補償金や一時金の支給対象とならない人は？

次のような理由で、生殖を不能にする（子供ができなくする）ための手術や放射線の照射、または人工妊娠中絶（お腹の中の赤ちゃんを産めなくされること）を受けた方は、対象になりません。

- ・母体保護
- ・子宮がんその他の疾病または負傷の治療
- ・本人が子を有することを希望しない
- ・本人が、生殖を不能にする（子供ができなくする）ための手術や放射線の照射、または人工妊娠中絶（お腹の中の赤ちゃんを産めなくされること）を受けることを希望した場合



A03

### Q04 優生手術等を受けた本人が亡くなっている場合は、補償金を請求することはできますか？

補償金は、手術等を受けた本人や配偶者が亡くなっている場合は、その方の遺族が請求することができます。

遺族の順位は、法律により、次のように定められています。

<遺族の順位>

本人が死亡した当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、ひ孫又はおいめい

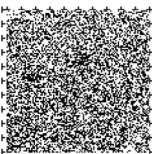
なお、同じ順位の遺族が2人以上あるときは、その1人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなされます。



A04

### Q05 優生手術等を受けた本人が亡くなっている場合は、一時金を請求することはできますか？

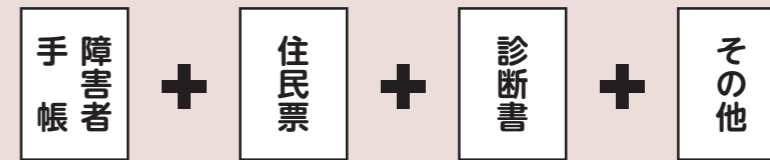
優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金は、本人が生存している場合のみ請求できます。本人が亡くなっている場合は、その方の遺族であっても請求することはできません。



A05

### Q06 補償金・一時金の請求に必要なものは？

手術を受けた本人からの請求の場合、国の定めた請求書のほか、医師の診断書、障害者手帳の写しなどが必要です。



（戸籍謄本や関係者の記録など）

手術を受けた本人の配偶者（事実婚を含む）からの請求の場合、手術を受けた本人との婚姻（事実婚）関係を証明できる書類なども必要です。

本人又は配偶者の遺族からの請求の場合、遺族であることを証明できる書類も必要です。

個別にご相談に応じますので、詳しくはお問合せください。



A06

### Q07 医師の診断書はどこで作成してもらえますか？

診断書は、請求する方の便利の良い医療機関で作成してもらってください。願う医療機関が分からない場合や、提出が難しい場合は、相談窓口へご連絡ください。

A07

### Q08 自分で請求書を書いたり、戸籍などの必要書類を集めたりすることが難しい場合は、どうすればよいですか？

本人の代理人として、家族などが作成することができます。また、希望があれば、弁護士が無料で請求のサポートをすることもできます。詳しくは、相談窓口へご連絡ください。

A08

### Q09 優生手術や人工妊娠中絶を受けた当時の記録が見つからない場合は、請求できませんか？

当時の医療機関の記録が見つからない場合であっても、請求はできます。場合によっては、可能な範囲で、家族など関係者の陳述（聞き取り書の作成）をお願いすることがあります。

こども家庭庁に設置された認定審査会で、手術に関する陳述の内容や、収集した資料などを総合的に審査し、支給対象者となるかどうか認定されます。

A09

### Q10 請求はいつまでにすればよいですか？

令和12年1月16日までに請求してください。



A10

